# 【令和6年度 東北地方整備局 工事事故防止目標】

# 死亡災害ゼロ!労働災害が多い「予定外作業」「省略行動」を根絶!

令和5年度の労働災害は38件と前年度の42件から減少し、死傷者数も10人減少していることから令和5年度の目標及び事故防止対策は一定の効果が見られた。しかしながら、いまだ労働災害も中傷以上(全治1ヶ月以上~死亡)の件数が4割から5割と増加していることを重視し、令和6年度は死亡災害ゼロ、「予定外作業」「省略行動」の根絶を目指した事故防止に取り組む。

# ■事故防止重点取組方針

# 1.「挟まれ」「墜落・転落」事故の危険性がある現場の対策を徹底

令和5年度は道路改良舗装工事及び区画線工事での死亡事故が2件発生。中傷以上の事故の発生件数は建設機械や作業工具等への「挟まれ」が6件、作業車や足場等からの「墜落・転落」が3件発生している。そのため「挟まれ」や「墜落・転落」のような事故発生の危険性がある現場は、施工計画の段階で危険要因の抽出を行う。併せて監視カメラの設置等「現場の見える化」の工夫を行い、監視体制を強化する。

# 2. 「予定外作業」「省略行動」の排除に向け取組みを継続

令和5年度において、予定外作業及び省略行動による工事事故件数は減少しているが、工事事故の発生要因として、①工事途中のトラブル発生に伴って作業手順書にない作業の実施や作業員による自発的な手直しのための無理な作業などの「予定外作業」によるもの、②準備不足のまま不安定な作業を実施したり、周辺の人や物の安全確認を怠るなどの「省略行動」によるものが未だに多いことから、こうした予定外作業や省略行動による災害が発生しないよう、現場毎に対応ルールを設定し、現場掲示などで下請の作業員にも浸透させ、事故防止に向けた取り組みを徹底する。

# 3. 新規入場者及び下請け業者への安全教育の徹底

新規入場から1ヶ月以内の作業員が起因して発生した事故件数は前年度から減少したものの、全体の約4割を占め、そのうち入場2週間以内に発生した事故が未だ7割と高く、入場間もない作業員への安全教育は特に重要である。また、下請け業者による事故の多くは接触や転倒などへの危険意識が低いまま作業する、危険軽視や思い込みによるものが要因となっている。そのため入場間もない作業員については、一人作業とならないように配慮し、安全巡視の強化を図る。また、元請けから下請け業者への新規入場時、毎月の安全教育及び日々の作業計画・内容によるKY活動の実施を徹底する。

# 4. 物損公衆災害防止のための事前対策の徹底

「架空線切断」「埋設物損傷」が物損公衆災害の約3割を占めており、その多くは作業時の架空線への配慮不足や事前の調査不足が要因であることから、発注者は架空線等上空施設や地下埋設物の位置を設計図書に明示するものとし、受注者は架空線等上空対策として高さ制限機能付き建設機械を使用するなどの対策を行う。また、受注者は架空線近接及び地下埋設物工事において、施設管理者臨場での確認を行い、施設管理者より出された内容を発注者で確認するなど受発注者連携により、未対策の現場を無くすよう徹底を図る。

# 5. DX を活用した事故対策の取組み推進

作業環境についてより安全性を高めるため、建設機械接近警報システムによる重機接触防止対策、Web カメラによる安全監視、VR(バーチャルリアリティ)技術を活用した安全訓練、IoT機器を活用した作業員の体調管理よる熱中症対策等、最新技術を積極的に活用する。

# 【令和6年度 工事事故防止重点対策】

令和6年度は、令和5年度等に発生した事故の傾向を踏まえて「死亡災害ゼロ!労働災害が多い「予定外作業」 「省略行動」を根絶!を目標に以下の各項目について工事事故防止の重点対策を進めるものとする。

# 1. 「挟まれ」「墜落・転落」の事故の危険性がある現場の対策徹底

令和5年度は道路改良舗装工事及び区画線工事での死亡事故が2件発生。また、中傷以上の被災につながりかねない事故が複数発生していることから、事故発生の危険性がある現場は施工計画の段階で危険要因の抽出を行い、事故発生の危険性のある作業において特に監視を強化しながら事故対策を強化する。

# 1-1「墜落・転落」事故の防止【令和5年度の中傷以上割合が高い事故のため、令和5年度から取組項目を継続】

橋梁足場の開口部及び作業車の荷台及び高所作業車から転落し骨折する事故が発生。高所作業の「墜落・ 転落」事故は、重傷となる割合が高いことから、引き続き「墜落制止用器具」の確実な使用や、高所作業で ない場合でも手すりなどの対策を実施する。また、高所等であっても作業時の安全装備状況を直接視認でき るようにするか、監視カメラにより遠隔監視する等「現場の見える化」の工夫を行う。

#### [重点対策]

# (「墜落・転落」事故の防止)

- ① 「墜落制止用器具(フルハーネス型)」を確実に使用するよう、労働者に対し特別教育を行う。
- ② 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実を図る。(安衛則※1第563号、第564号)
- ③ 開口部等で作業効率を優先し転落防止柵を撤去しての作業は行わない。(安衛則第519号)
- ④ 梯子、作業台、立ち馬からの墜落・転落でも腰の骨折などのケガとなることからセフティブロックの使用、作業台等の確実な固定を行い墜落、転落を防止する。
- ⑤ 高い位置の作業では作業台を設置し、はしごや脚立は極力使用させない。やむを得ずはしごや脚立を使用する場合は、はしごは上部を固定するなど転倒防止措置を講じ、脚立は開き止めを確実に掛け天板には絶対に乗らないことなど適切な使用方法を徹底する。
- ⑥ 法面での作業において仮設階段による移動などにより作業員の安全を確保する。
- ⑦ 高所や暗所等で作業員の墜落制止用器具等の墜落・転落防止措置が直接、視認できない場合は、 監視カメラを設置する等「現場の見える化」の工夫を行い、常に現場状況の監視に努め、安全作 業環境の保持に努める。

※1 労働安全衛生法施行規則

# 1-2 「挟まれ」事故の防止【令和5年度の中傷以上割合が高い事故のため、令和6年度新規で取組項目を追加】

ダンプトラックのあおりに手の指を挟まれて負傷する事故や昇降用梯子に足をはさまれ負傷する事故が発生。「挟まれ」事故は年間でも発生件数が多く重傷化しやすいことから、可動し開閉する物は挟まれる可能性が高い箇所には手を入れないことや可動箇所の固定や道具を使用して作業、危険箇所の明示等十分な対策を行う。

#### [重点対策]

# (「挟まれ」 事故の防止)

- ① 機械の可動部に手を入れない。可動部を整備する場合は道具を用いて作業する。
- ② 可動し開閉する物は挟まれる可能性が高いことから、固定等で手を挟まれにくい構造とする。
- ③ 衣服が回転物に巻き込まれないよう、作業服の破れがないか、袖口のボタンが留めているかどうか等作業前に点検する。
- ④ 個々の機械において作業者の目の付く位置に目に付く色(赤色や黄色)で「掃除等の場合の運転停止厳守」等の表示を行う。
- ⑤ 安全カバーや安全装置を備え、有効に使用されているか監視する。

## 1-3 「熱中症」事故の防止【令和5年度の死亡事故を踏まえ、令和6年度新規で取組項目を追加】

道路区画線工事において交通誘導を移動しながら実施していたところ体調不良を訴え交通誘導員が死亡する事故が発生。IOT機器を活用して作業員のモニタリングや現場のWBGT(暑さ指数)を把握し、WBGT値の低減や休憩場所の整備し対応する。

# [重点対策]

### (熱中症対策)

- ① 気温や湿度、WBGT (暑さ指数)等現場環境の把握を行う。主任技術者等にWBGT 携帯アラームを装着し、アラームが鳴ったら作業を中止する。
- ② IoT 機器等を活用して作業員体調異変や勤怠状況に常に注意を払い、休憩時間と場所を事前に定めて休憩させる。水分補給の確認のため健康チェック表を本人に記入してもらい、現場管理者が確認して無理のない作業計画とする。
- ③ 高温・多湿で無風な状態になりやすい現場条件において、大型扇風機やドライミスト、遮光ネットなどを活用して、WBGT値の低減を図る。
- ④ 新規入場者は健康診断書の写しを提出してもらい健康状態を確認する。生活習慣病を含む持病について確認を行う。
- ⑤ 体調不良の場合は、重症化・長期化しないよう医療機関の早期受診を徹底する。

# 1-4 「転倒」事故の防止【令和5年度の中傷以上割合が高い事故のため、令和6年度新規で取組項目を追加】

令和5年度は中傷以上の「転倒」事故が4件発生し、うち3件は50歳以上の作業員であった。「転倒」により骨折や靱帯損傷等のリスクが高く、中傷以上の事故となりやすい。また業務における事故も2件発生しており、危険箇所の明示や安全施設の確保等で転倒防止の措置を講ずる。

#### [重点対策]

#### (転倒事故の防止)

- ① 工事現場内においては、作業前の現地確認を行い、危険箇所に安全施設を確保・明示し、駐車場 や資材置き場も含め、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態を保持する。
- ② 作業靴は、作業現場に合った対滑性を有し、かつサイズのあったものを着用する。積雪・凍結箇所を歩行する場合はスパイク付き長靴を着用する。(労働安全衛生規則第558条)
- ③ 昇降作業が伴う移動時や、荷役作業において手すり梯子や備え付けのパワーゲート等の適切な使用を徹底する。

# 2. 「予定外作業」「省略行動」の排除に向け取り組みを継続

令和5年度の労働災害においては「予定外作業」と「省略行動」によるものが主な要因となっていることから、これらの作業・行動の排除に向けた対応ルールを設定し、現場掲示などで下請の作業員にも浸透させ、 事故防止に向けた取り組みを徹底する。

# 2-1 「予定外作業」による事故の防止【件数は減少しているが未だ多い状況で、令和5年度から取組項目を継続】

作業手順書に詳細な手順の記載がなく、ヒューム管接続作業中に管内に入った作業員が缶とスリングベルトに顔を挟まれたり、作業手順書によらない機械作業による被災など、独断で異なる作業を実施した「予定外作業」による災害が多く発生。現場毎においてこうした予定外作業をなくするための対応ルールを設定の上、事故防止に取り組む。

#### [重点対策]

# (「予定外作業」排除に向けた取り組み)

① 日々の作業計画を現場に周知し「予定外作業」が発生しないよう努めると共に、「予定外作業」が必要となった場合の作業中断ルールを明確にする。

② 現場毎に予期せぬ「予定外作業」が発生しないよう、その作業に応じた注意喚起表示や看板を設置したり禁止事項などの対応ルールを設定する。

# (「予定外作業」による「建設機械」、「機械・工具等取扱い」等事故の防止)

- ③ 管接続作業においては、レバーブロック等を使用し、管同士を引っ張って接続する。
- ④ クレーンで旋回する際は、介錯ロープを巻き上げて、周辺の作業台等に引っ掛からないようにする。
- ⑤ 作業車の荷台スペースを確保し、作業車が正常に稼働するよう対応する。

# 2-2 「省略行動」による事故の防止【件数は減少しているが未だ多い状況で、令和5年度から取組項目を継続】

吊り荷作業において、吊り荷直下に作業員が待機したり、周辺の安全確認をせず機械を旋回し架空線を切断するなどの「省略行動」による事故が多いことから、現場毎に「省略行動」排除に向けた対応ルールを設定の上、事故防止に取り組む。

## [重点対策]

## (「省略行動」排除に向けた取り組み)

- ① 機械・工具等を使用する場合は、作業前に必ず影響範囲の人や物の安全確認実施をルール化すると共に、「省略行動」による災害が発生しないよう、作業に応じた注意喚起表示や看板を設置したり禁止事項などの対応ルールを設定する。
- ② 作業リーダーは模範となる適切な行動を心がけ、作業員が「省略行動」をとならないようにする。
- ③ 移動が遠回りで不便であるなど「省略行動」につながりやすい作業環境とならないよう工夫する。

# (「省略行動」によるエンジンカッターや転倒事故の防止)

- ④ 切断作業時のカッターによる「キックバック現象」が発生しないよう材料を支える「台木」を使用し、置き方にも十分注意して、安定した支えを確保のうえ、無理のない姿勢による作業を行う。
- ⑤ 法面作業において、足元の状態が不安定のまま作業し、転倒する事故が発生しないよう、足場板や昇降設備による安全を確保し、作業を行う。

#### 3. 新規入場者及び下請け業者への安全教育の徹底 [件数は減少しているが未だ多い状況で、令和5年度から取組 項目を継続]

令和5年度の全工事事故93件のうち、新規入場から1ヶ月以内の作業員が起因する事故が約4割を占め、 そのうち入場2週間以内に約7割が発生している。下請け業者による事故は接触や転倒などへの危険意識や 危険軽視などによる事故が多いため、入場間もない作業員の新規入場者及び下請け業者への安全教育を徹底 する。

# [重点対策]

#### (新規入場者及び下請け業者への安全教育対策の徹底に対する取り組み)

- ① 新規入場者及び下請け業者への危険意識の低さや思い込みによる事故を防ぐため、新規入場時 や毎月の安全教育及び日々の作業において、作業手順書又は作業計画を確認するとともに作業 担当の役割を含んだ、細めなKY活動を徹底し、事故防止を図る。
- ② 入場間もない作業員については、一人作業とならないようにすると共に、安全巡視の強化を図る.
- ③ 事故未報告が起きないよう、新規入場者へ「労災かくしは犯罪である」ことを啓発するなどして、 労災かくしの出来ない組織、体制づくりに現場、本支店一体となって取り組む。
- ④ 外国人作業員の労働災害も発生しており、合図やかけ声等に関する外国人向けの安全教育や母 国語の注意喚起表示などの充実を図る。

# 4. 物損公衆災害防止対策の徹底

令和5年度の物損公衆事故は54件発生し、前年度から増加しており、「架空線切断」「埋設物損傷」の他、「草刈りに伴う物損事故」が多数発生していることから受発注者連携による事前調査や安全対策の強化を図る。

## 4-1 架空線切断事故の防止【件数は増加しており、令和5年度から取組項目を継続】

令和5年度は、架空線切断事故が9件発生しており、その要因の多くは施工上の対策不十分であることから、架空線への接触防止対策を強化する。

### [重点対策]

- ① 「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「架空線等上空施設の事故防止対策要領(案)」に基づき、受・発注者ともチェックリストの作成による事故防止対策を確実に行い、<u>未対策の現場を無くす</u>ため、当初施工計画書に位置、調査時期、対策(案)を記載する。
- (2) 発注者は架空線の情報を設計図書に明示する。

# (バックホウのアーム接触による事故防止)

- ③ 切断事故の多くはオペレーターの確認不足、思い込み、不注意等で発生。作業着手時、区切り毎に、車外に出て、監視員と一緒に指差し呼称する等して架空線の位置の確認を行う。
- ④ 簡易ゲートの設置や注意喚起表示(赤い旗)、注意喚起看板設置(車内も含む)等事故防止対策を実施して、③の取り組みと併せて指差し呼称確認を行い、オペレーターの意識付けを行う。
- ⑤ 架空線影響範囲で作業を行う場合は、高さ制限機能付きや接触防止センサー付き等のバックホウを採用したり、これと同等の対策を行うなどにより切断事故根絶を目指す。
- ⑥ 新技術によるレーザーバリア等を活用し、架空線接触防止対策を推進する。

## (ダンプトラック荷台上げ走行の禁止)

- ⑦ 元請は、現場に関係するダンプトラック(施工体系外を含む)に対し、「荷台上げ走行厳禁」の注 意喚起等の対策を行う。
- ⑧ 元請は、荷台上げ警報装置の有無を確認し、装置のないトラックがある場合は、荷台が下がっていることを確認するための監視員等の配置や、簡易ゲートに鏡をつけて運転手自ら荷台が下がっていることを確認してから公道に出るなどの対策やルール設定を講じる。
- ⑨ 元請は、ダンプトラックがきちんと場内ルールを守っているか、定期的に確認を行う。
- ⑩ ダンプトラックの車載音響機器の音量は、見張り員の合図や警報音の妨げにならないよう徹底する。

## (重機運搬時における高さ制限超過走行の禁止 (車両制限令の遵守))

① 重機運搬時に積載した重機が高さ制限を超過しないように積み込み後に高さ測定確認を行う。元請は下請、リース会 社、運搬会社にも車両制限令の遵守を徹底させる。

#### 4-2 埋設物損傷事故の防止【件数は減少しているが未だ多い状況で、令和5年度から取組項目を継続】

令和5年度は、埋設物等損傷が8件発生。事故要因は、事前の調査不足によるケースがほとんどであり、 埋設物の事前調査を確実に行う。

#### [ 重点対策]

- ①「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「地下埋設物の事故防止対策要領(案)」に基づき、受・ 発注者ともチェックリストの作成による事故防止対策を確実に行い、<u>未対策の現場を無くすため、</u> 当初施工計画書に位置、調査時期、対策(案)を記載する。
- ② 発注者は埋設物等の情報を設計図書に明示する。

#### (埋設物の事前調査に関する対応)

- ③ 作業前に施設(土地)の埋設物管理者との現地確認(立会)を必ず求め、埋設物の確認を行う。
- ④ 埋設物管理者が試掘は不要と判断した以外は試掘を実施し、埋設物の位置、深さを確認する。
- ⑤ 受注者は試掘範囲を協議し、試掘位置及び試掘による地下埋設物等の確認は、発注者の臨場により行う。
- ⑥ 前工事の埋設物を後工事の防護柵等の打込作業で破損しているため、予め干渉しない埋設計画を 策定(検討)し、埋設位置の確実な引継を行う。

# 4-3 草刈り機による物損事故の防止【令和5年度の件数が多い事故のため、令和6年度新規で取組項目を追加】

令和5年度は、草刈り機による物損事故が6件の発生。事故要因は、作業時の支障物への配慮不足が多いことから、支障物の状況把握と接触防止対策を確実に行う。

# [重点対策]

#### (支障物の状況把握に関する対応)

- ① 堤防除草の作業にあたっては、通信ケーブルや河川距離標等の河川施設が草丈で見えなくなり破損させる恐れがあるため、予め目印としてポールや竹竿を設置して赤色テープで目立つようにするとともに、その周辺を肩掛式草刈り機等で刈取を行い、支障箇所を明確にして河川施設への接触事故防止を図る。
- ② 通信ケーブルの配線を除草作業時に草刈り機で切断しないよう単管パイプ等による保護や草刈り機の 刃をナイロンカッターに変更するなど安全対策の向上を図る。

## 4-4 作業時、荒天時の施設等飛散による第3者への事故の防止 [件数は減少しているが、

令和5年度から取組項目を継続】

令和5年度は、除草時の飛び石や悪天候時の資材等飛散による第3者への物損公衆事故が2件発生。また、除雪作業による第3者への物損公衆事故が3件発生。状況によっては中傷以上の事故につながる可能性もあることから、確実な第3者事故防止対策を行う。

#### [重点対策]

# (除草作業時の飛び石による第3者事故の防止)

① 除草作業時は状況に応じた飛び石防止対策を確実に行う。機械除草は傾斜や障害物の事前調査を十分に行い、障害物の破損や横転事故に注意する。

### (荒天時における資材等の飛散による第3者事故の防止)

② 強風、豪雨、豪雪等、荒天時の作業中止基準を定めるとともに、仮設構造物、資機材等の具体的な飛散防止措置を定め、確実に実施する。

#### (除雪作業による第3者事故の防止)

③ 除雪作業時は前進作業を原則とし、後退する際は、周辺の安全が確認できるまでは行動に移らない。また、臨時で行う除雪作業においても手順等を確認した上で実施することとし、独断作業はしない。

## 5. DX を活用した事故対策への活用 [DX 活用として、令和5年度から取組項目を継続]

作業環境について、より安全性を高めるため最新のDXを積極的に取り入れ、事故防止や安全管理に引き続き取り組む。

#### [重点対策]

#### (建設機械との接触事故防止への活用推進)

①建設機械との接触事故を防止するため、作業員接近時の警報や機械が停止する機能がある ICT 機器 導入により、フェイルセーフの取り組みに努める。

## (不安全行動の防止等への活用推進)

②「ネットワーク定点WEBカメラ」を設置し、現場内作業を常時撮影して受注者本・支店や現場事

務所でモニター監視することで不安全作業の防止、指導徹底を図る。

### (その他の活用推進)

- ③ 事故を擬似的に体験する VR (バーチャルリアリティ) 技術を活用し、安全教育訓練の効果を高め 事故防止対策につなげる。
- ④ 現場立会など、状況に応じてウェアラブルカメラ等による遠隔臨場の促進を図る。
- ⑤ その他、事故防止に効果がある ICT、IoT 機器の導入を積極的に活用する。

# 6. その他

## 6-1 交通安全の推進 【件数は減少しているが、令和5年度から取組項目を継続】

令和5年度は、約95件の交通災害が発生。交通規制区間内への車両突入によるもらい事故や、工事関係者による通勤・移動時の一般車両等との衝突死亡事故も発生しており、交通安全の更なる推進が必要である。

#### [重点対策]

#### (規制区間への車両突っ込み事故の防止)

- ① 規制区間への車両突っ込み事故を防止、低減するためには、ドライバーに工事中であることを確実に伝えるため、表示板や体感マットの設置位置等の工夫を行う。
- ② 走行実態や夜間施工等、現場状況から安全施工の確保に更なる対策が必要な場合は、既存の規制方法だけにこだわらず、規制資機材の追加・見直し、誘導員の配置見直し・代替施設の配置等を改善し、現場に応じた安全の確保に努める。

## (工事車両及び通勤や移動時の工事関係者による事故の防止)

- ③ 「焦らず」「スピートを出さず」「車間距離を確保」「適宜休憩をとる」等、余裕をもった運転を心掛け、事故の防止に努める。
- ④ 特に、路面凍結時には、スピードを出さず、急ブレーキをかけない等、十分な注意を払い余裕をもった運転を心掛け、事故の防止に努める。
- ⑤ ダンプトラック走行時にあおりシートが開いた状態にならないよう、あおりシート収納を確認してから走行するようにし、操作スイッチ付近に走行中操作禁止等の明示を行う。

# 6-2 事務所ごとの事故防止目標・取り組みを定め、事故防止を推進 [令和5年度から取組項目を継続]

整備局の各事務所・管理所毎に「工事事故防止目標・取り組み」を定め、事故防止を推進する。

#### [重点対策]

① 整備局の各事務所・管理所等(港湾空港を除く)に「工事事故防止目標」と目標達成に向けた「取り組み」を設定し、工事集中期など注意すべき工事期間では、事務所幹部による「安全点検」や「抜き打ち点検」等を実施し、事故防止に努める。

## 6-3 安全意識の向上、安全対策の徹底のため「安全点検」を推進 [令和5年度から取組項目を継続]

現場の安全対策の確認、不安全作業の防止、安全意識の向上を図るため、受・発注者そして業団体による「現場安全点検」を推進する。近年、工事稼働期間の平準化により通年通して事故が発生していることから事務所毎の現場繁忙期に合わせて、適切に現場パトロールを行う。

#### [重点対策]

① 受発注者による工事事故防止に向けた検討会や意見交換会等による安全意識の向上を図る。

#### (発注者による「抜き打ち点検」の実施)

② 発注者は、事故発生リスクの高い工種や作業を対象に幹部職員による「抜き打ち点検」を行い、問題や危険性がある場合は直ちに改善を求める。

## (受注者による「現場安全点検」の実施)

③ 受注者は、工事の施工体系に関わる元・下請の幹部による自工事現場の「合同点検」を行い、事故 防止と安全意識の向上を図る。

# (業団体による「現場安全点検」の実施)

④ 受注企業が加盟する業団体による加盟企業の現場の安全点検を引き続き行う。

# 6-4 現場における日々の健康・体調管理の徹底 [令和5年度から取組項目を継続]

工事作業時間内外において、突然の体調異変による不慮の事故が数件発生しているので、作業員の日々の 体調を把握し、不慮の事故に至らないよう早期把握に努める。

#### [重点対策]

## (事前把握)

①日々、作業員の体調管理などの把握に努め、無理のない作業や現場環境を配慮する。

#### (細やかな体調管理)

② 従前の朝作業前の他、休憩再開後の声かけなどコミュニケーションなどによる体調変化にも注意する。

# 6-5 事故情報共有化による安全対策の推進【令和5年度から取組項目を継続】

整備局が把握する事故状況や安全管理に係る情報を受・発注者そして各建設業団体、自治体や他管理者へ提供、共有することで、最新情報をもとにしたKY活動や安全教育に活用することで事故防止を進める。

#### [重点対策]

#### (情報共有の推進)

- ① 整備局が整理集計している事故情報を公開(整備局HP)し、受・発注者及び各建設業団体、会員企業、各現場へ情報提供することで、事故情報の共有を図る。
- ② 自治体や他管理者への委託工事については、委託先各発注者の安全管理となるが、事故も発生していることから、事故事例の情報提供を行うなどして注意喚起することで安全対策を推進する。

# (最新の事故情報をもとにしたKY活動や安全対策の推進)

- ③ 最新の事故情報を共有し、現場で実施するKY活動や安全教育に活用し、安全対策を推進する。
- ※本資料中の事故件数については、令和6年3月末時点での速報値である。